

各 位

会 社 名：株式会社夢真ホールディングス
 （コード：2362 JASDAQ）
 代表者名：代表取締役社長 佐藤 大央
 問合せ先：取締役管理本部長 藤井 由康
 （TEL：03-6859-5719）

（訂正）募集新株予約権（業績連動型新株予約権）行使条件変更に関するお知らせ

関するお知らせ

2021年1月29日付け「募集新株予約権（業績連動型新株予約権）行使条件変更に関するお知らせ」の記載事項に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

第15回新株予約権の「(6) 新株予約権の行使の条件」に関する記載内容の一部に誤りがあったため、訂正いたします。

2. 訂正の内容（訂正箇所は網掛を付しております。）

【訂正前】

(2) 第15回新株予約権

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、<u>2021年9月期乃至2024年9月期の各年度において、</u>下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。</p> <p>(a) <u>2021年9月期及び2022年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益合計の額が1,800百万円を超過した場合本</u></p> | <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。<u>なお、以下では、当社のエンジニア派遣及び付随事業のセグメントに2021年3月末時点において</u>帰属する企業及び事業に係る<u>営業利益、並びに2021年4月以降に当該セグメントに新たに</u>帰属する企業及び事業に係る営業利益（但し、</p> |

| | |
|--|--|
| <p>新株予約権の 1/3 行使可能</p> <p>(b) <u>2023 年 9 月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が 2,500 百万円を超過した場合本新株予約権の 1/3 行使可能</u></p> <p>(c) <u>2024 年 9 月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が 5,000 百万円を超過した場合本新株予約権の 1/3 行使可能</u></p> <p>なお、<u>エンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</u></p> <p>(以下省略)</p> | <p><u>2021 年 3 月末時点において株式会社ビーネックスグループ及びその子会社に含まれる企業及び事業に係る営業利益は除く。）について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「エンジニア系セグメント利益」という。</u></p> <p>(a) <u>当社の第 43 期第 2 四半期報告書（2020 年 10 月～2021 年 3 月）におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、2021 年 4 月～2021 年 9 月のエンジニア系セグメント利益の額の合計額が 1,800 百万円を超過した場合</u></p> <p>本新株予約権の 1/3 行使可能</p> <p>(b) <u>2022 年 10 月～2023 年 9 月のエンジニア系セグメント利益の額が 2,500 百万円を超過した場合本新株予約権の 1/3 行使可能</u></p> <p>(c) <u>2023 年 10 月～2024 年 9 月のエンジニア系セグメント利益の額が 5,000 百万円を超過した場合本新株予約権の 1/3 行使可能</u></p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p> |
|--|--|

【訂正後】

(2) 第 15 回新株予約権

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、<u>2021 年 9 月期乃至 2024 年 9 月期の各年度において、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度と</u></p> | <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。<u>なお、以下では、</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>して行使することができるものとする。</p> <p>(a) <u>2021年9月期及び2022年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益合計の額が1,800百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能</u></p> <p>(b) <u>2023年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能</u></p> <p>(c) <u>2024年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能</u></p> <p>なお、<u>エンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</u></p> <p>(以下省略)</p> | <p><u>当社のエンジニア派遣及び付随事業のセグメントに2021年3月末時点において帰属する企業及び事業に係る営業利益、並びに2021年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益（但し、2021年3月末時点において株式会社ビーネックスグループ及びその子会社に含まれる企業及び事業に係る営業利益は除く。）について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「エンジニア系セグメント利益」という。</u></p> <p>(a) <u>当社の第43期第2四半期報告書（2020年10月～2021年3月）におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、2021年4月～2022年9月のエンジニア系セグメント利益の額の合計額が1,800百万円を超過した場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>(b) <u>2022年10月～2023年9月のエンジニア系セグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>(c) <u>2023年10月～2024年9月のエンジニア系セグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p> |
|--|--|